

議案第 83 号

狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例

第 1 条 狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例（昭和 54 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 26 条の 2 第 1 号」の次に「及び第 2 号」を加え、「施設及び」を「施設並びに」に、「入院」を「入院し、」に改める。

第 2 条 狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「第 26 条の 2 第 1 号及び第 2 号」を「第 17 条第 2 号及び第 26 条の 2 第 1 号」に、「第 1 条第 9 号」を「第 14 条第 3 号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の狭山市在宅心身障害者福祉手当支給条例第 3 条第 1 号の規定は、この条例の施行の日以後の受給資格の認定の申請から適用し、同日前の受給資格の認定の申請については、なお従前の例による。

平成 28 年 11 月 29 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

在宅心身障害者福祉手当の支給要件を変更するとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。